

## 運行等管理システム

### 業務効率化事業

#### 1. 補助対象システム等

◆以下の①～③の要件を全て満たすもの

①次のいずれかであるもの

種類	導入形態	機能等
予約受付システム	クラウドサービス利用	トラック事業者の事業所・運転者等がトラックの積卸施設への到着予定時刻を、電子的な方法により事前に予約することができるシステムであること
ASNシステム		納品予定の商品詳細や賞味期限等の納品情報（事前出荷情報）について、電子的な方法により発荷主から着荷主に事前に伝達することができるシステムであること
受注情報事前確認システム		発荷主の受注情報について、電子的な方法により発荷主がトラック事業者事前に共有することができるシステムであること
パレット等管理システム		トラックの積卸施設又はトラック輸送の過程において、電子的な方法により荷物情報又は位置情報等を取得することにより、パレット等を管理することができるシステムであること
配車計画システム		予め登録した配送情報を基に、納品先までの効率的な配送ルート・配車計画等の自動作成を可能とするシステムであること
求貨求車システム		電子的な方法により荷主とトラック事業者及びトラック事業者同士等のマッチングを行うことができるシステムであること
運行・労務管理システム		電子的な方法により自動点呼等の運行管理や、トラックドライバーの運転時間等の労務時間の管理をすることができるシステムであること
契約書電子化システム		電子署名を施すこと等により契約を電子的に締結するためのシステムであること

②事業用自動車による運送において使用するもの

③令和8年4月1日（水）から令和9年2月19日（金）までの間に導入し、かつ補助対象費用の支払いを終えること

#### 補助対象とならないもの（例）

- 中古品の設備
- 自家用自動車（白ナンバーのトラック）で使用するために導入したもの
- 補助対象システム等の要件を満たすものであっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているもの（申請時等に個別判断）

## 2. 補助金の額等

- ・導入費（消費税は含まない）に補助率を乗じた額以内、かつ、補助上限の額以内（千円未満切り捨て）

補助対象経費	補助率	補助上限
補助対象システムの導入に係る初期費用 （クラウドに限る）	1/4	120 千円／者 （複数のシステム導入可）

### 補助対象とならない経費（例）

- 月額利用料（システムの利用開始にあたり支払いを要するもの等、導入に係る初期費用を除く）
  - 補助対象システムを構成する必要な設備であっても、スマートフォン、タブレット端末、パソコン本体等の汎用機器
  - 補助対象設備の要件を満たすシステム・設備であっても、本事業の目的の範囲を著しく超える機能が付加されているシステム・設備の費用
  - 通信料やプロバイダー利用料等の費用（ソフトウェア・システム利用費に内包されている場合は除く）
  - 消耗品購入費用（SDカード等の事業所用機器に運行データを記録又は伝達するために必須となる装置等は除く）
  - 補助対象経費、補助金の額には消費税の金額は含まない
  - 補助対象事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料
- ※なお、振込手数料について補助対象事業者の負担ではなく、販売店等が負担する場合は補助対象実績額から、振込手数料分を除くこと。

## 3. 申請書類等

- 交付申請書兼請求書（様式第1号）、算定基礎資料（様式第2号）及び以下の各補助対象経費資料
  - ・見積書、請求書、支払いを証明する書類  
システム名、設備・費用の内容等の記載があるもの
  - ・納品書または販売証明書  
システム名、設備・費用の内容等の記載があり、補助対象システムの内容が判別できるもの
  - ・機能を確認できる資料  
カタログ等
  - ・設置・利用状態を示す写真  
システムは、PC等の画面に映り、運用可能な状態が確認できること

## 4. 申請受付期間

令和8年5月1日から令和9年2月19日

## 5. 注意事項

- (1) 補助対象システムの導入の際の支払い方法は、原則として、振込、現金または小切手による支払いでなければなりません。また、手形あるいは割賦といった購入形態は認められません。